

住 安 第 1130 号
令和 5 年 3 月 31 日

公益社団法人全日本不動産協会
静岡県本部 御担当者様 様

静岡県くらし・環境部
建築住宅局建築安全推進課長

東遠広域都市計画区域内の白地地域（菊川市の一部）における
建築形態規制の決定等について（通知）

このことについて、別紙のとおり区域の指定と数値の決定を行い、本日施行されましたのでお知らせします。

これらに関する静岡県地理情報システム（静岡県 GIS）への反映は令和 5 年 4 月以降の予定です。

なお、当該内容については、近日中に静岡県の当課ホームページにおいても、掲載を予定しておりますので、必要に応じ御確認いただきますようお願いいたします。

担 当：建築安全班 齋田

電話番号：054-221-3078

F A X：054-221-3083

Mail：kenchikuanzen@pref.shizuoka.lg.jp

静岡県告示第223号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第8号、第53条第1項第6号並びに別表第3（に）欄5の項及び第56条第1項第2号ニの規定に基づき、建築物の容積率、建蔽率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域の指定及び数値を決定し、令和5年3月31日から施行する。

令和5年3月31日

静岡県知事 川勝平太

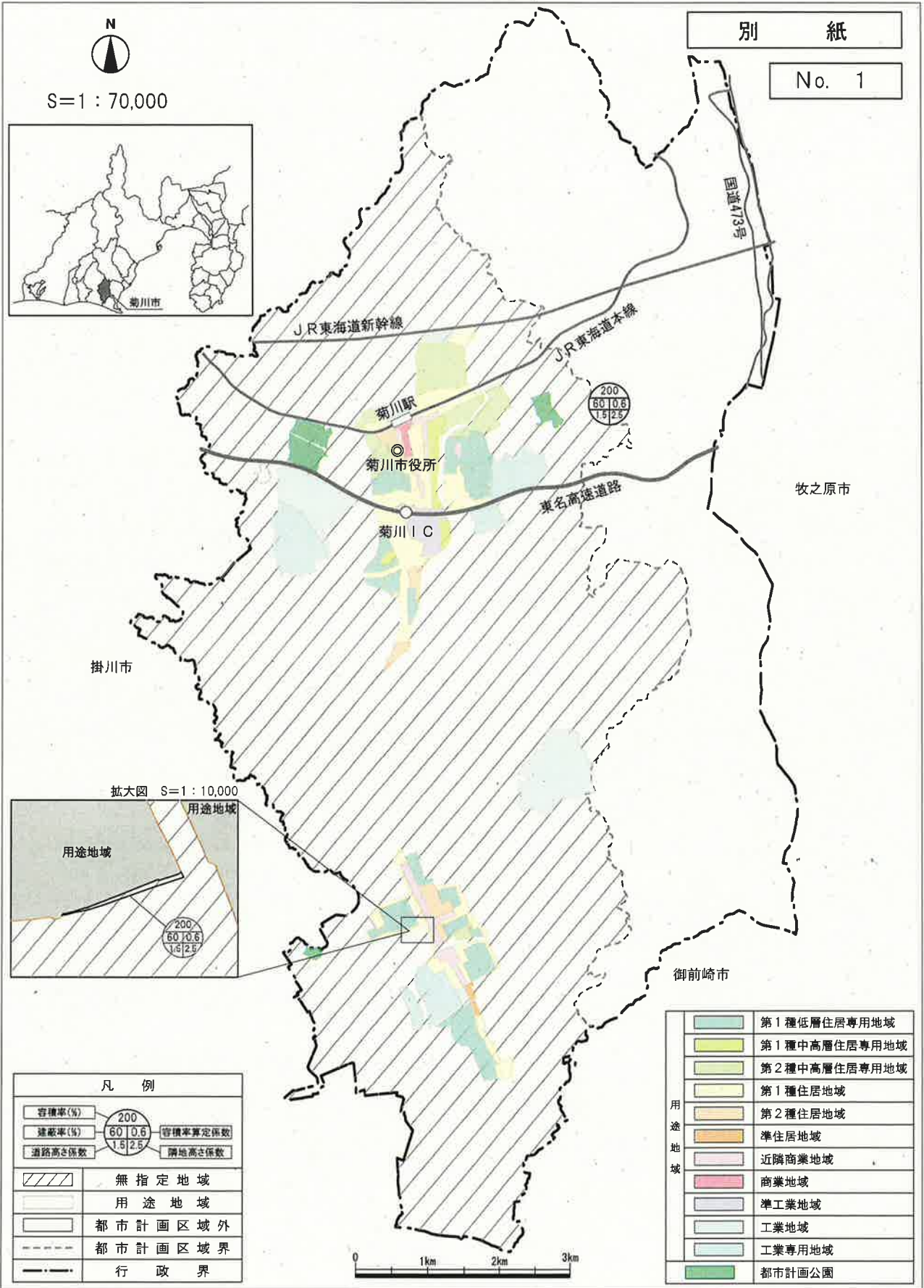
区域	市	指定区域及び数値
東遠広域都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域（菊川市の一部）	菊川市	市の計画図表示の区域及び数値

（図面は静岡県くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課及び菊川市に備え置いて一般の縦覧に供する。）

東遠広域都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内（菊川市の一部）における建築物の容積率、建蔽率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域の指定と数値の決定

計 画 図

別 紙
No. 1



東遠広域都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内（菊川市の一部）における建築物の容積率、建蔽率及び建築物の高さの制限を定める区域の指定と数値の決定

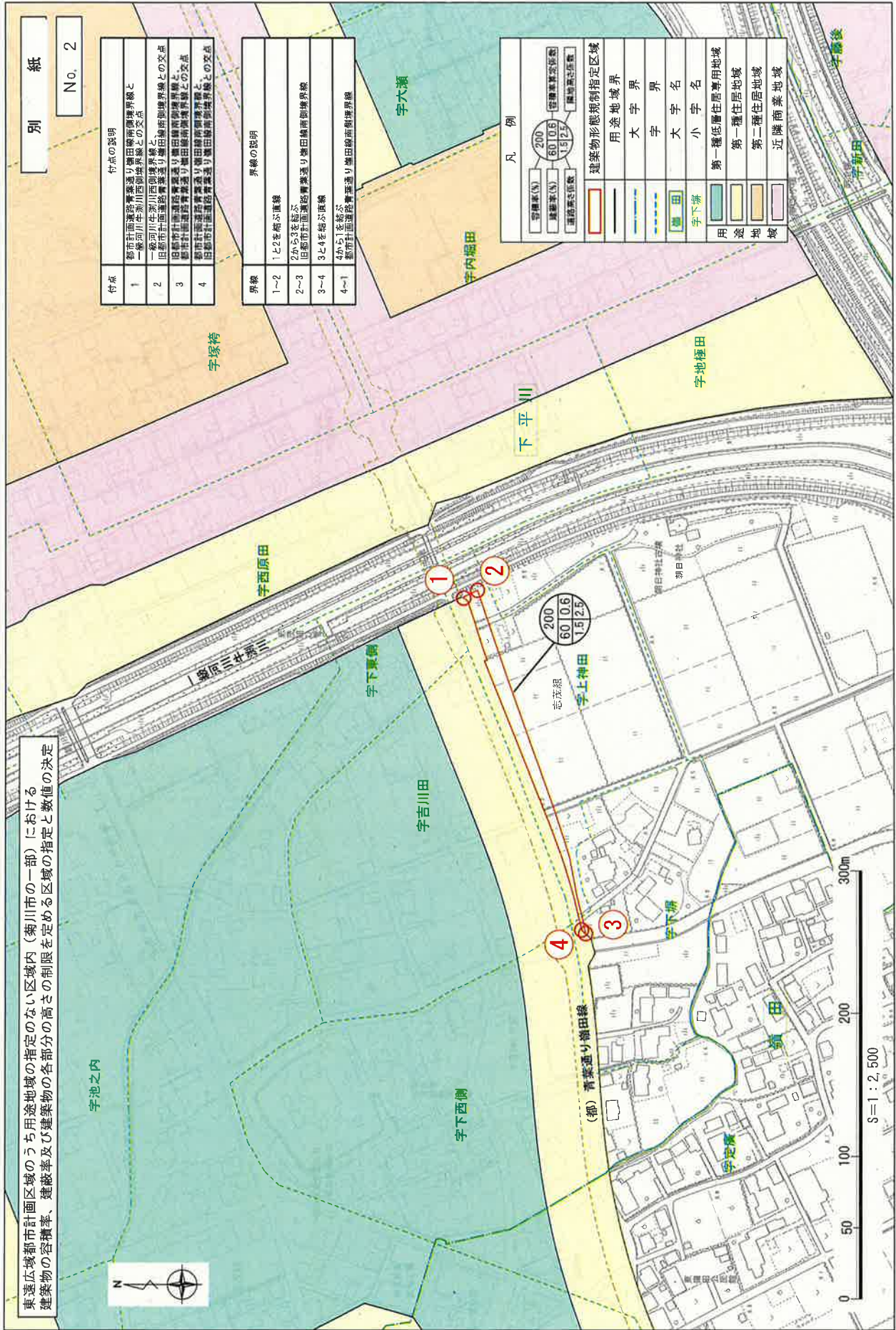
別紙

No. 2

付点	市界の説明
1	菊川市西宮街道と菊川市西宮街道との交点
2	一級河川（茶川）西宮街道と菊川市西宮街道との交点
3	旧菊川市西宮街道と菊川市西宮街道との交点
4	菊川市西宮街道と菊川市西宮街道との交点

界線	界線の説明
1-2	1と2を結ぶ直線
2-3	2から3を結ぶ直線
3-4	3と4を結ぶ直線
4-1	4から1を結ぶ直線

凡例	
容積率(%)	200
建蔽率(%)	60 10.6
道路幅員(メートル)	15 2.5
建築物形態規制指定区域	建築物形態規制指定区域
用途地域界	用途地域界
大字界	大字界
大字名	大字名
小字名	小字名
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域
第一種住居地域	第一種住居地域
第二種住居地域	第二種住居地域
近隣商業地域	近隣商業地域



200
60 10.6
15 2.5

0 50 100 200 300m
S=1:2,500